

令和5年11月

男女の賃金の差異
(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

○ 全労働者	80.4 %
○ 正社員	76.9 %
○ パート・有期社員	106.4 %

説明欄

- ・対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
- ・賃金：総支給額（賞与、通勤手当除く）

以上